

第2章 動物愛護管理行政の現状と課題

1 現 状

(1) 動物愛護推進のための普及啓発

①ふれあい教室

主に、幼稚園及び小学校低学年の児童を対象に、動物を飼うことの責任感、生命の大切さ、他人の気持ちを気遣う心の育成を目的に動物愛護管理センターで飼育している「モデル犬・猫」を使って、さわり方や抱き方、心臓の音を聴くなどの「ふれあい」による教室を行っています。

実施状況

年 度		21	22	23	24	25
ふれあい教室 (ハローアニマル)	回数	75	82	85	91	111
	人数	2,708	2,447	2,884	3,398	4,746
ふれあい教室(広場)	回数	72	77	104	77	53
	人数	107	133	184	179	166

ふれあい教室(ハローアニマル): 動物愛護管理センターの職員が幼稚園や学校に出向いて行うもの

ふれあい教室(広場): 東部動物愛護管理センター敷地内のふれあい広場において行うもの

②家庭犬のしつけ方教室・しつけ方相談

飼い犬の糞の放置、むだ吠えなどの苦情の解決や咬傷事故の防止等を目的として、適正飼育やモラル・マナーの向上を図るための講習会等を行っています。

実施状況

年 度		21	22	23	24	25
しつけ方教室	回数	13	9	11	8	16
	人数	380	281	506	200	286
しつけ方相談	回数	36	14	5	71	180
	人数	38	22	11	146	350

しつけ方教室: 犬の飼い主を対象に、外部講師がしつけ方についての講習を行うもの

しつけ方相談: 犬の同伴の有無にかかわらず、動物愛護管理センター職員が個別に飼い主からしつけ方の相談を受け、助言・指導を行うもの

③動物愛護週間行事及び動物愛護フェスティバル

広く市民の間に動物愛護の気風を招来し、動物の愛護と適正な飼育を啓発するため、動物愛護週間行事及び動物愛護フェスティバルを行っています。

(ア) 動物愛護週間行事

9月20日から9月26日：慰霊祭、動物園でのパネル展、しつけ方教室の実施

(イ) 動物愛護フェスティバル(どうぶつ愛護フェスティバルinふくおか)

11月に福岡市役所西側広場で開催

平成26年度実績

実行委員会構成団体：20団体(福岡市含む)

当日参加団体：23団体(実行委員会構成団体含む)

来場者数：約4,800人

メインテーマ：人もどうぶつもしあわせになるために

内容：参加団体の活動内容紹介

家庭犬しつけ方教室

健康相談・飼育相談

長寿犬猫の表彰

動物愛護パネル展示

ステージイベントなど

④わんにゃんよかイベント

動物関係団体と共働により平成22年度から犬猫の適正飼育講習、犬とのふれあい体験、犬猫の譲渡などを動物愛護管理センターで開催しています。

年 度		22	23	24	25
わんにゃんよかイベント	回数	11	14	12	12
	人数	1223	1643	938	864

⑤犬猫よろず相談

犬猫の飼い主がかかえる疑問や問題に答える相談の場を作り、終生飼育を推進することを目的に専門家や動物関係団体との共働で平成25年度から「犬猫よろず相談」を開催しています。

平成25年度

実施回数：6回

相談件数：延べ54件

相談内容：しつけ方、手入れ方法、
犬猫の飼育方法、健康、法律など

⑥わんにゃんどんたく隊

動物関係団体間及び行政と団体の間で認識を共有し、連携を深めるきっかけづくりとして、また、見学する多くの市民に動物愛護について興味を持ってもらうために、平成23年度から動物関係団体と行政が一緒になってチームを作り博多どんたく港まつりのパレードに出場しています。

平成25年度

参加人数：61人

⑦動物愛護管理センターホームページ「わんにゃんよかネット」

動物愛護管理センターのホームページ「わんにゃんよかネット」を開設しています。このサイトでは収容犬猫の飼い主への返還や新たな飼い主への譲渡を推進し、犬猫の殺処分数を減少させるために犬猫の収容情報や譲渡情報を掲載するとともに、市民が保護した動物の情報や行方不明の情報などを市民が掲載できる場を提供しています。

また、適正な飼育方法に関する情報を掲載し、市民への周知を図っています。

主な掲載情報

収容犬猫情報(元の飼い主に返還するための情報提供)

譲渡候補犬猫情報(新しい飼い主を探すための情報提供)

情報発信・交換の場の提供(市民による犬猫の保護情報・行方不明・譲渡情報発信・交換)

動物の愛護と適正な飼育の普及啓発に関する情報の提供

⑧広報

犬の登録及び狂犬病予防注射の実施に関する事並びに犬猫の適正飼育について様々な媒体を利用した広報を行っています。

広報実績

単位:枚・冊

媒 体	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
ハガキ (通)	81,400	81,500	81,500	81,700	80,800
チラシ (枚)	10,540	43,500	58,000	58,000	5,000
冊子等 (冊)	13,570	4,600	6,500	4,800	4,200
ポスター (枚)	1,600	1,700	1,700	1,800	1,800
プレート (枚)	1,270	1,400	1,400	2,200	1,370
市政だより(回)	1	3	4	3	2
ラジオ (回)	0	0	0	1	1
テレビ (回)	7	0	2	3	2

施策別の使用媒体

犬の登録及び狂犬病予防注射案内:ハガキ、チラシ、冊子等、市政だより、ラジオ、テレビ

犬猫の適正飼育啓発:チラシ、冊子等、ポスター、市政だより、ラジオ、テレビ

犬の糞の放置防止啓発:プレート

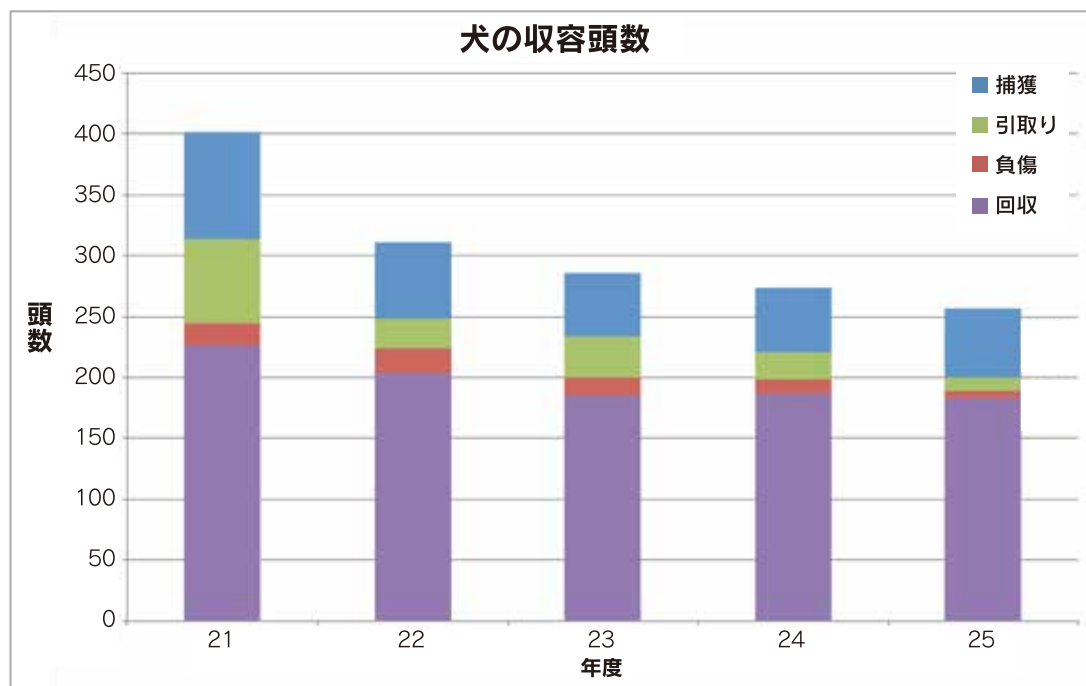
(2) 犬猫の収容状況

放浪犬による危害発生を防止するための犬の「捕獲」、所有者からはぐれた犬猫や負傷した犬猫保護等のための「回収」、また、遺棄を防止するための犬猫の「引取り」を行っています。

収容される犬猫の頭数は減少傾向にあり、第1次計画策定後回収方法の見直し、引取り時の説諭、引取り手数料有料化を行い、特に猫は大幅に減少しています。

収容される犬猫のうち、子猫（生後91日齢に満たない猫）の占める割合が高くなっています。

①犬



内訳

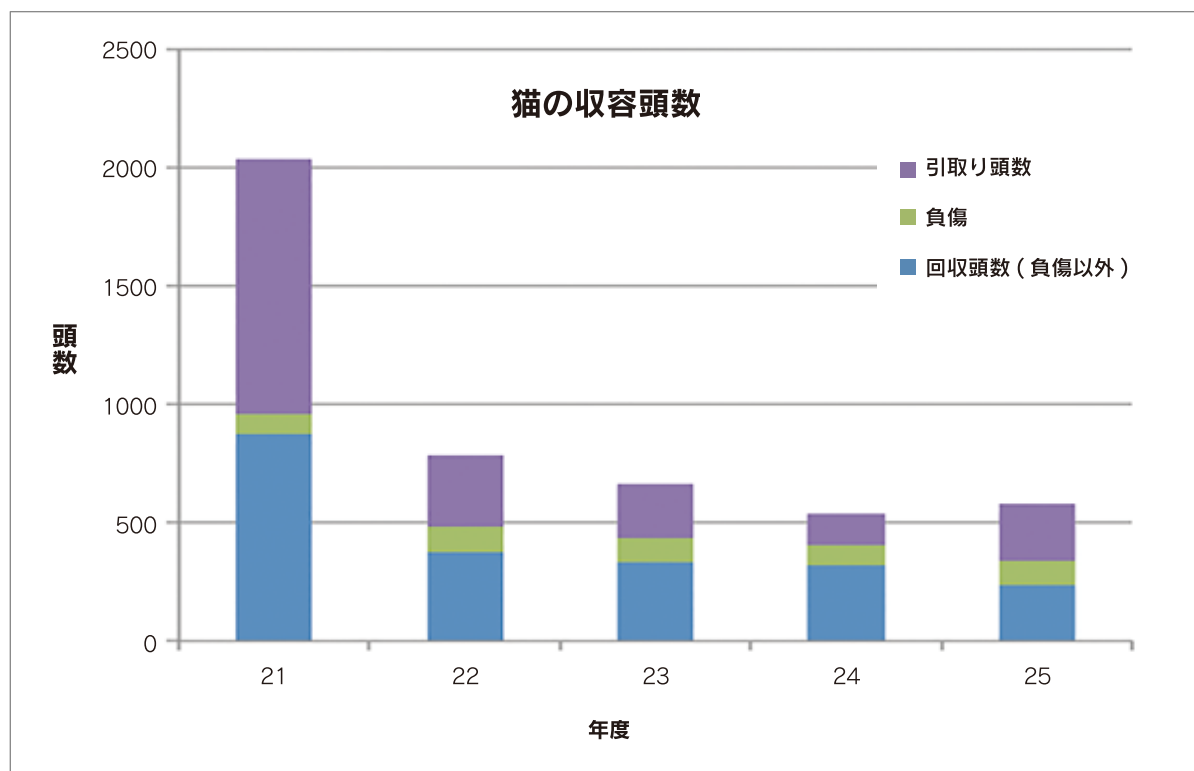
年 度	21	22	23	24	25
捕獲頭数	88	63	52	53	57
回収頭数	245	224	200	199	189
うち負傷	18	20	15	12	6
引取り頭数	69	24	34	21	11
計	402	311	286	273	257

捕 獲: 放浪犬を動物愛護管理センターの職員が捕まえ収容すること

回 収: 市民等が捕まえた又は保護した犬を動物愛護管理センターの職員が出向いて収容すること

引取り: 飼い主が飼えなくなった犬を動物愛護管理センターにおいて引取ること

②猫



内訳

年 度	21	22	23	24	25
回収頭数	956 (880)	482 (382)	435 (337)	403 (314)	340 (223)
うち負傷	80 (22)	106 (22)	103 (28)	84 (23)	105 (24)
引取り頭数	1,078 (983)	302 (289)	227 (166)	132 (102)	240 (162)
計	2,034 (1,863)	784 (671)	662 (503)	535 (416)	580 (385)

(うち子猫の数)

回 収: 市民等が保護した飼い主不明の猫を動物愛護管理センター職員が出向いて収容すること(平成23年7月以降の回収先は警察署のみ)

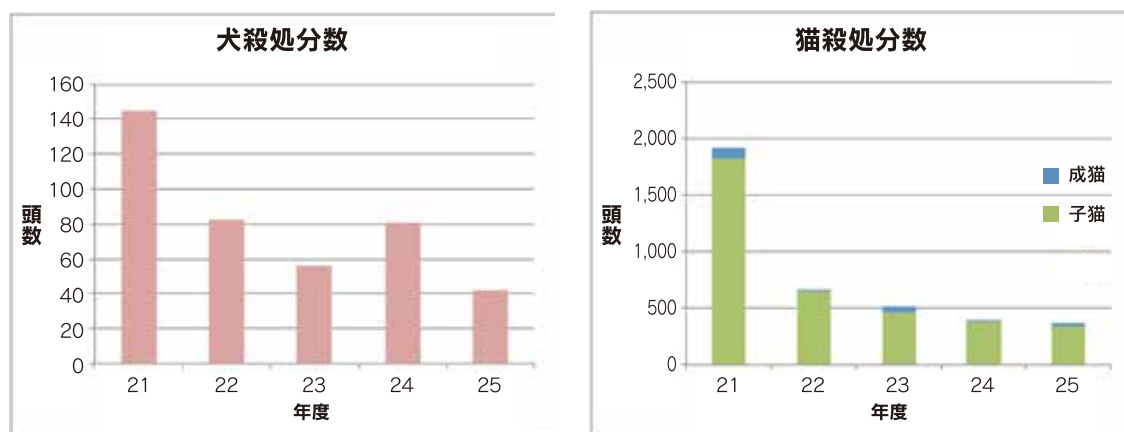
引取り: 飼い主が飼えなくなった猫又は飼い主不明の猫を動物愛護管理センターにおいて引取ること

(3) 犬猫の措置状況

収容した犬猫のうち、飼い主が判明したものは飼い主へ返還し、飼い主が判明しないものは可能な限り新しい飼い主へ譲渡を行い、譲渡が成立しなかったものについては、やむなく殺処分を行っています。

犬に比べ猫は飼い主が判明することも、また、譲渡に適した猫も少ないため、返還・譲渡される事例はあまりありません。

犬の殺処分数は年々減少傾向にあり、猫も平成22年度以降、大幅に減少しています。殺処分される猫のうち子猫の占める割合が高くなっています。



①犬

年 度	21	22	23	24	25
返還	140	126	104	100	104
譲渡	112	94	123	87	99
死亡	5	9	3	5	12
殺処分	145	82	56	81	42
計	402	311	286	273	315

②猫

年 度	21	22	23	24	25
返還	3 (0)	1 (0)	4 (0)	5 (0)	4 (0)
譲渡	54 (28)	34 (3)	68 (22)	58 (12)	126 (21)
死亡	57 (12)	87 (18)	75 (16)	70 (23)	75 (17)
殺処分	1,920 (1,823)	662 (650)	515 (465)	402 (381)	375 (347)
計	2,034 (1,863)	784 (671)	662 (503)	535 (416)	580 (385)

(うち子猫の数)

返 還: 本来の飼い主へ返すこと

譲 渡: 新しい飼い主へ譲り渡すこと

死 亡: 収容期間中に自然死(病死を含む)すること

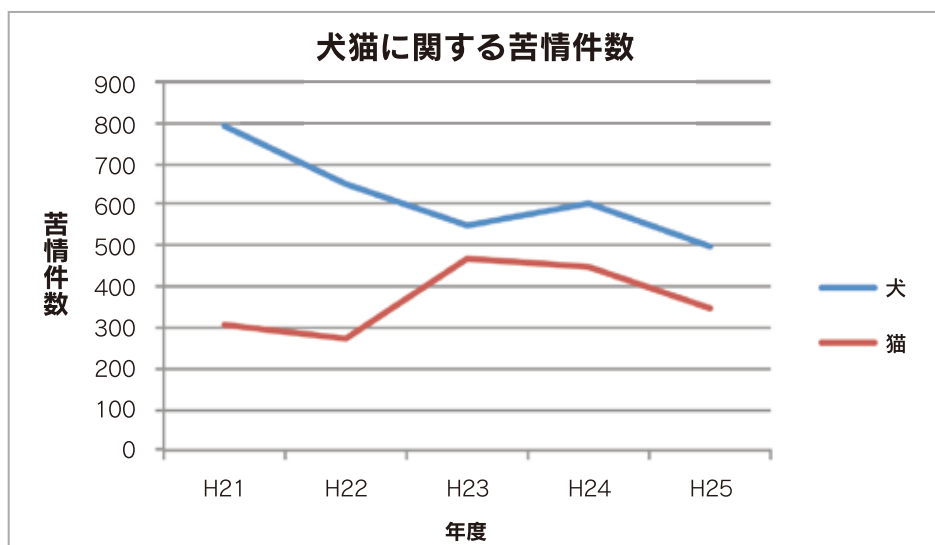
殺処分: 措置方法のひとつで、致死処分にすること

(4) 犬猫に関する苦情と飼い主等指導状況

犬猫の飼育に関する苦情については、電話又は窓口で申し立てを聞き取り、飼い主や原因者が判明している場合は、動物愛護管理センターの職員が直接現場に出向いて指導を行うなどの対応を行っています。

苦情件数と飼い主等指導件数ともに地域住民から多数の申し立てが寄せられています。平成25年度における飼い主等指導依頼の内訳で最も多いのは、犬は「糞の放置」、猫は「野良猫への給餌行為」となっています。

① 苦情件数及び飼い主等の指導件数



年 度	21	22	23	24	25
犬	791 (244)	650 (355)	551 (175)	602 (195)	498 (160)
猫	308 (147)	273 (124)	468 (114)	450 (147)	349 (86)
計	1,099 (391)	923 (479)	1,019 (289)	1,052 (342)	847 (246)

()内は飼い主等指導依頼件数

② 飼い主等指導依頼の主な内容

犬猫別飼い主等への指導依頼の多い内容

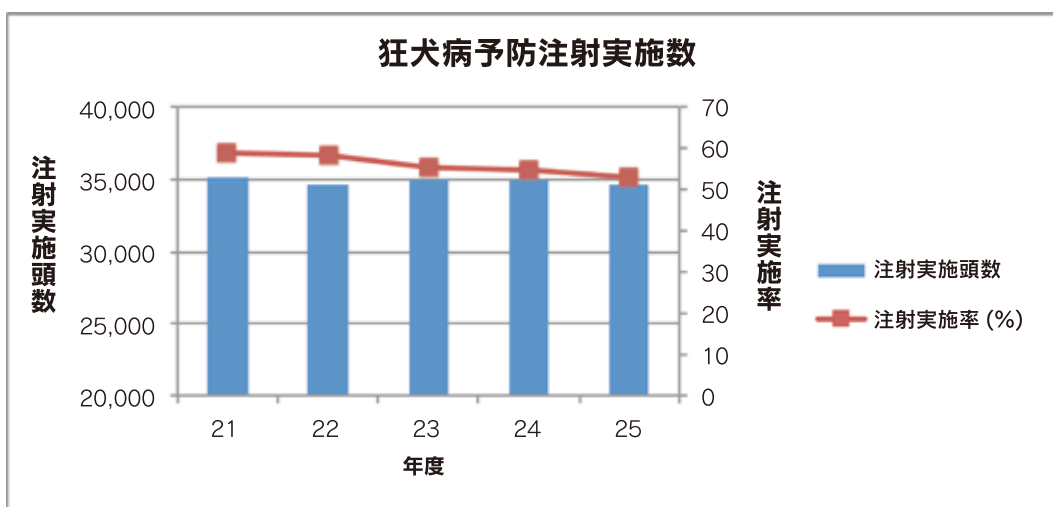
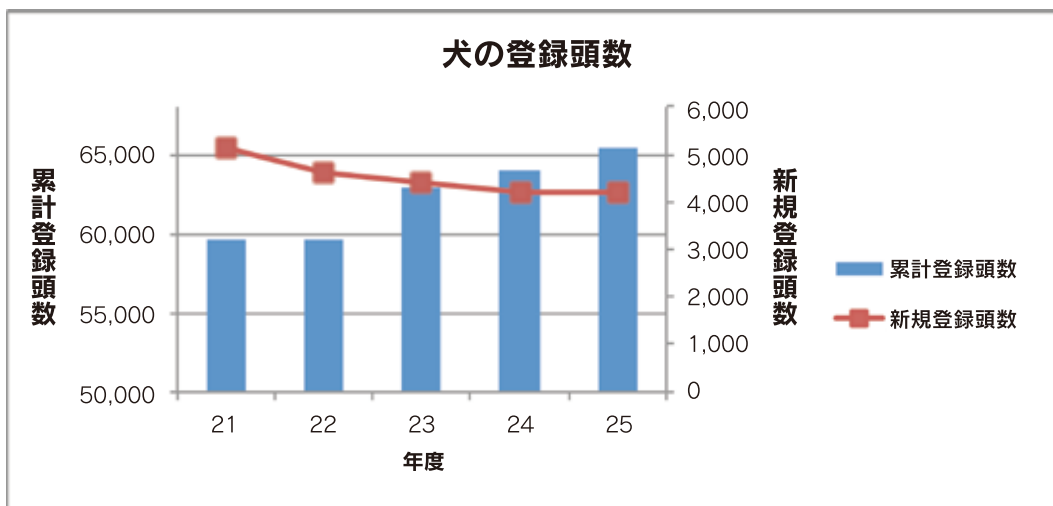
	年 度	23	24	25
犬	糞の放置	174	169	152
	鳴き声	70	70	47
	放し飼い	54	44	38
猫	野良猫への給餌行為	148	169	126
	糞害・庭などを荒らす	133	101	124
	多頭飼育	24	8	9

(5) 犬の登録数及び狂犬病予防注射実施数

犬を飼育する際には、狂犬病予防法の規定に基づき、生涯1回の登録と、1年に1回の狂犬病予防注射が必要です。

福岡市における新規登録数は年々減少の傾向にあります。

累計登録頭数に対する狂犬病予防注射の実施率は低下傾向にあります。



年 度	21	22	23	24	25
累計登録頭数	59,578	59,578	62,880	63,960	65,385
新規登録頭数	5,119	4,611	4,389	4,211	4,202
注射実施頭数	35,192	34,651	34,920	34,955	34,617
注射実施率(%)	59.1	58.2	55.5	54.7	52.9

注射実施率(%) : 注射実施頭数 / 累計登録頭数 × 100

(6) 動物取扱業登録等状況

動物愛護管理法の規定に基づき、動物(哺乳類、鳥類、は虫類)の販売、保管、貸出し、訓練又は展示等を「業」として行う時には、市長の登録を受けなければなりません。

施設の実数は増加傾向で、平成26年3月末の登録施設は407件、平成25年度の施設監視は延べ242件でした。

また、平成25年の法改正により新設された第二種取扱業施設の登録は1件となっています。

第一種動物取扱業 登録及び延監視件数

分類／年度		H21	H22	H23	H24	H25
登録 件数	販売	196	203	196	198	200
	保管	216	232	237	249	263
	貸出し	7	7	6	9	10
	訓練	25	25	27	27	32
	展示	18	19	18	22	25
	その他 譲受飼養施設	-	-	-	-	1
	その他 競り・あっせん	-	-	-	-	0
	施設実数 ※	342	362	362	379	407
延 監 視 件 数	販売	122	187	142	120	169
	保管	174	87	192	146	142
	貸出し	3	3	4	6	8
	訓練	8	9	15	14	16
	展示	16	8	10	16	14
	その他 譲受飼養施設	-	-	-	-	1
	その他 競り・あっせん	-	-	-	-	0
	施設実数 ※	257	255	263	218	242

※ 重複施設あり

販 売: ペットショップ、ブリーダーなど

保 管: ペットホテル、ペット美容(動物を預かる場合)、ペットシッターなど

貸出し: ペットレンタル業、動物タレント・繁殖用等の動物派遣業など

訓 練: 動物の訓練・調教業者、出張訓練業者など

展 示: 動物園、水族館、移動動物園、サーカス、乗馬施設、動物ふれあい施設など

その他 譲受飼養施設……………老犬ホームなど

競り・あっせん業……………ペットオークション市場など